

グリーン調達ガイドライン

版数 第 3.0 版 2018 年 7 月 25 日

ダイトロン株式会社 D&Pカンパニー
部品事業部門

— 目 次 —

1. はじめに
2. 目的
3. 適用範囲
4. 用語の定義
5. 資材・設備等の要求事項
6. 容器包装の要求事項
7. その他
8. 改訂履歴

1.はじめに

ダイトロン株式会社D&Pカンパニー部品事業部門（以下当社とする）は、基本理念・環境方針の下「グリーン調達ガイドライン」を作成しグリーン調達活動を進めてまいります。お取引先様には、グリーン調達活動にご理解いただきまして、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2.目的

当社は、お取引先様から調達する際の基準を示し、法規制及びその他の当社が合意した要求事項の遵守と環境負荷低減を周知いただく事で、得意先様へ環境に配慮した製品、商品を提供し、循環型社会による地球環境の保全に寄与する事を目的とします。

3.適用範囲

当社が調達する全ての資材・設備に適用します。

当社が社内の基準として、このガイドラインを参照する場合は、「お取引先様」を「当社」に置き換えて適用することとします。

4.用語の定義

1) 環境管理物質

製品、部品等に含有される物質のうち、直接・間接的に人体に害を及ぼす危険性もしくは自然界に拡散して環境を汚染する恐れのある物質。

2) 含有

製品を構成する製品、またはそれらに使用される材料に、添加・充填・混入・付着する事。意図的であるか否かは問わず、不純物も含む。

3) 不純物

天然素材中に含有され、材料として精製過程で技術的に除去しきれない物質、または合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質。

4) 閾値

製品・部品を構成する最小構造単位（均質部位）ごとに占める当該化学物質の許容含有率を示し、重量（wt%）や濃度（ppm）で示す。

5) 最小構造単位（均質部位）

それ以上分割できない均質な材料からなる部分。

6) 容器包装

以下に「容器包装」の定義を記します。

製造者から使用者または消費者への、原材料から加工品に至るまでの物の封入、保護、取り扱い、配達および贈呈のために使用されるあらゆる性質のあらゆる材料によって作成されたあらゆる製品を意味する。同じ目的で使用される「ワンウェイ」品目も、容器包装であると見なすものとする。

5. 資材・設備等の要求事項

お取引先様には、当該資材等に表 1 に定める禁止物質が閾値を超えて含まれていない事と、当該資材等に関する環境管理物質の含有調査回答を要求します。

1) 使用禁止物質

表 1. RoHS 指令禁止物質 (2011/65/EU 及び (EU) 2015/861)

禁止物質	最大濃度 (閾値)
鉛	0.1wt% (1,000ppm)
水銀	0.1wt% (1,000ppm)
六価クロム	0.1wt% (1,000ppm)
PBB (ポリブロモビフェニル)	0.1wt% (1,000ppm)
PBDE (ポリブロモジフェニルエーテル)	0.1wt% (1,000ppm)
カドミウム	0.01wt% (100ppm)
DEHP (フタル酸ビス(2-エチルヘキシル))	0.1wt% (1,000ppm)
BBP (フタル酸ブチルベンジル)	0.1wt% (1,000ppm)
DBP (フタル酸ジブチル)	0.1wt% (1,000ppm)
DIBP (フタル酸ジイソブチル)	0.1wt% (1,000ppm)

① フタル酸 4 種については、2019 年 7 月 22 日以降から適用とします。

② 含有禁止の適用除外について

禁止物質のうち、RoHS 指令適用除外用途の場合は含有とみなしません。ただし、常に最新状況を把握し、適用除外項目が失効する前に適切に対応いただくことをお願いします。

③ 容器包装用途の部材の使用禁止物質

当社が調達する資材で、容器・包装の用途を目的としたものは、「6. 容器包装の要求事項」を適用します。ただし当社の用途によっては、「表 1. RoHS 指令禁止物質」を適用する場合がありますので、含

有調査回答にご協力をお願いいたします。

2) 禁止物質の付着・混入及び誤使用の防止をお願いします。

3) 環境管理物質含有調査依頼に対しての調査及び回答。

法規制に対しての遵守状況や環境管理物質の含有状況の確認、その他の当社が合意した要求事項に対しての調査結果の回答。

4) 発送時の梱包・包装材及び緩衝材等は必要最小量にて、通箱も含めたリサイクル可能なものの使用をお願いします。

5) 変更管理のお願い

環境管理物質に関わる変更（材料・生産中止による代替等）を行う場合には、原則として変更の6ヶ月以上前までに発信をお願いします。

6) トレーサビリティ管理のお願い

対象製品の出荷及び製造記録の管理をお願いします。要求により製品（ロット）が特定されている場合がありますので、当該製品に対しての出荷及び製造履歴の管理をお願いします。

6. 容器包装の要求事項

お取引先様には、容器包装に表2に定める禁止物質が閾値を超えて含まれていない事と、容器包装に関する環境管理物質の含有調査回答を要求します。

表2. 容器包装の禁止物質 (EU 容器包装指令 94/62/EC)

禁止物質	最大濃度 (閾値)
鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの合計値	0.01wt% (100ppm)

7. その他

1) グリーン調達ガイドラインの改訂について

新たな法律の制定や社会情勢により、予告なしに改訂する場合があります。

2) 提出書類の取扱いについて

お取引様の許可なく外部公開はしない事を原則としておりますが、公的機関や顧客要求のあった際は、提出する場合がありますを、ご了承ください。

8. 改訂履歴

版	日付	変更箇所・理由・内容等
1.0	2017年1月1日	初版発行
1.1	2017年1月11日	使用禁止物質の和名 の誤記訂正
2.0	2017年1月13日	基本理念と環境方針を削除
3.0	2018年7月25日	「4. 用語の定義」に“容器包装”を追加 「5. 要求事項」→「5. 資材・設備等の要求事項」に変更 「5. 資材・設備等の要求事項」「1) 使用禁止物質」に“③容器包装用途の部材の使用禁止物質”を追加 「6. 容器包装の要求事項」を追加